

自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の税率等

自動車税（環境性能割） 自動車の取得価額に、環境性能に応じて1%から3%の税率を乗じて算出します。

1 税率（令和6年1月1日から令和7年3月31日までに取得した自動車）

特例コード	対象自動車		確認方法					税率			
	排出ガス基準	燃費基準	自動車検査証備考欄記載事項	燃料の種類	車両総重量	排出ガス基準（サンプル）			自家用	営業用	
						1桁	2桁	3桁			
50	電気自動車（燃料電池自動車を含む。）		（燃料電池自動車の場合「燃料電池車」）	電気圧縮水素	—	Z	A・B	—	非課税	非課税	
	天然ガス自動車		—	CNG LNG ANG	3.5t以下	30年排出ガス基準					
	平成30年排出ガス基準適合					3・4 5・6	E・F	G以外			
	平成21年排出ガス基準NOx10%低減 （3.5t超12t以下は平成22年排出ガス基準）				3.5t超	21・22年排出ガス基準					
51	プラグインハイブリッド自動車		「プラグインハイブリッド自動車」	ガソリン・電気	—	—	L・M	—			
乗用車（ハイブリッド車を含むガソリン車）											
01	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和12年度燃費基準85%達成 （平成22年度燃費基準+84%達成または 令和2年度燃費基準123%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準85%～達成車」または 「平成22年度燃費基準84%～向上達成車」※1 または「令和2年度燃費基準123%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」	ガソリン	—	17・21・30年排出ガス基準			非課税	非課税	
02		令和12年度燃費基準80%達成 （平成22年度燃費基準+73%達成または 令和2年度燃費基準116%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準80%～達成車」または 「平成22年度燃費基準73%～向上達成車」※1 または「令和2年度燃費基準116%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」			5 ・ 6 ・ D ・ R	A ・ A	1%			非課税
03		令和12年度燃費基準70%達成 （平成22年度燃費基準+51%達成または 令和2年度燃費基準102%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準70%～達成車」または 「平成22年度燃費基準51%～向上達成車」※1 または「令和2年度燃費基準102%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」				B ・ A	2%			0.5%
04		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準+50%達成）	「令和12年度燃費基準60%達成車」 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」 （「平成22年度燃費基準50%向上達成車」※1）					3%			1%
05		01から04に該当しないガソリン車									
乗用車（ハイブリッド車を含むLPG車）											
06	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和12年度燃費基準85%達成 （令和2年度燃費基準123%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準85%～達成車」または 「令和2年度燃費基準123%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」	LPG	—	17・21・30年排出ガス基準			非課税	非課税	
07		令和12年度燃費基準80%達成 （令和2年度燃費基準116%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準80%～達成車」または 「令和2年度燃費基準116%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」			5 ・ 6 ・ D ・ R	A ・ A	1%			非課税
08		令和12年度燃費基準70%達成 （令和2年度燃費基準102%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準70%～達成車」または 「令和2年度燃費基準102%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」				B ・ A	2%			0.5%
09		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準60%達成車」 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」					3%			1%
10		06から09に該当しないLPG車									
乗用車（ディーゼル車）											
11	★★★★ 平成30年排出ガス基準 適合 または 平成21年排出ガス基準 適合	令和12年度燃費基準85%達成 （令和2年度燃費基準123%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準85%～達成車」または 「令和2年度燃費基準123%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」	軽油	—	21・30年排出ガス基準			非課税	非課税	
12		令和12年度燃費基準80%達成 （令和2年度燃費基準116%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準80%～達成車」または 「令和2年度燃費基準116%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」			3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ L	C ・ A	1%			非課税
13		令和12年度燃費基準70%達成 （令和2年度燃費基準102%達成） かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準70%～達成車」または 「令和2年度燃費基準102%～達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」				D ・ A	2%			0.5%
14		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準60%達成車」 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」					3%			1%
15		11から14に該当しないディーゼル車									
2. 5t以下のトラック（ガソリン車）											
16	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和4年度燃費基準105%達成車 （平成22年度燃費基準+63%達成車）	「令和4年度燃費基準105%～達成車」または 「平成22年度燃費基準63%～向上達成車」※1	ガソリン	2.5t以下	17・30年排出ガス基準			非課税	非課税	
17		令和4年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準+55%達成車）	「令和4年度燃費基準達成車」または 「平成22年度燃費基準55%～向上達成車」※1			5 ・ 6 ・ D	A ・ E ・ F	1%			0.5%
18		令和4年度燃費基準95%達成車 （平成22年度燃費基準+47%達成車）	「令和4年度燃費基準95%～達成車」または 「平成22年度燃費基準47%～向上達成車」※1				B ・ F	2%			1%
19		16から18に該当しないもの									

※1 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用し、自動車検査証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」の記載があります。

※2 「令和2年度燃費基準」については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用し、自動車検査証備考欄に「令和12年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了」の記載があります。

特 例 コ ー ド	対 象 自 動 車		確 認 方 法				税 率			
	排出ガス基準	燃費基準	自動車検査証備考欄記載事項	燃料の 種 類	車 両 総重量	排出ガス基準 (サンプル)			自家用	営業用
						1桁	2桁	3桁		
3. 5 t以下のバス (ガソリン車)										
20	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和2年度燃費基準105%達成車	「令和2年度燃費基準105%～達成車」	ガソリン	3. 5 t以下	17・30年排出ガス基準			非課税	非課税
21		令和2年度燃費基準達成車	「令和2年度燃費基準達成車」			5 ・ 6 ・ D	A ・ B	E ・ F	1%	0.5%
22	★★★ 平成30年排出ガス基準 25%低減 または 平成17年排出ガス基準 50%低減	令和2年度燃費基準110%達成車	「令和2年度燃費基準110%～達成車」			17・30年排出ガス基準			非課税	非課税
23		令和2年度燃費基準105%達成車	「令和2年度燃費基準105%～達成車」			4 ・ C	A ・ B	E ・ F	1%	0.5%
24		令和2年度燃費基準達成車	「令和2年度燃費基準達成車」				2%	1%		
3. 5 t以下のバス (ディーゼル車)										
25	平成30年排出ガス基準 適合 または ★ 平成21年排出ガス基準 NOx及びPM 10%低減	令和2年度燃費基準105%達成車	「令和2年度燃費基準105%～達成車」	軽油	3. 5 t以下	21・30年排出ガス基準			非課税	非課税
26		令和2年度燃費基準達成車	「令和2年度燃費基準達成車」			3・4 5・6 Q	C ・ D	E ・ F	1%	0.5%
27	平成21年排出ガス基準 適合	令和2年度燃費基準110%達成車	「令和2年度燃費基準110%～達成車」			21年排出ガス基準			非課税	非課税
28		令和2年度燃費基準105%達成車	「令和2年度燃費基準105%～達成車」			L	C ・ D	E ・ F	1%	0.5%
29		令和2年度燃費基準達成車	「令和2年度燃費基準達成車」				2%	1%		
30	20から29に該当しないもの			-				3%	2%	
2. 5 t超3. 5 t以下のトラック (ガソリン車)										
31	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和4年度燃費基準達成車	「令和4年度燃費基準達成車」	ガソリン	2. 5 t超 3. 5 t以下	17・30年排出ガス基準			非課税	非課税
32		令和4年度燃費基準95%達成車	「令和4年度燃費基準95%～達成車」			5 ・ 6 ・ D	A ・ B	F	1%	0.5%
33	★★★ 平成30年排出ガス基準 25%低減 または 平成17年排出ガス基準 50%低減	令和4年度燃費基準105%達成車	「令和4年度燃費基準105%～向上達成車」			17・30年排出ガス基準			非課税	非課税
34		令和4年度燃費基準達成車	「令和4年度燃費基準達成車」			4 ・ C	A ・ B	F	1%	0.5%
35		令和4年度燃費基準95%達成車	「令和4年度燃費基準95%～達成車」				2%	1%		
2. 5 t超3. 5 t以下のトラック (ディーゼル車)										
36	平成30年排出ガス基準 適合 または ★ 平成21年排出ガス基準 NOx及びPM 10%低減	令和4年度燃費基準達成車	「令和4年度燃費基準達成車」	軽油	2. 5 t超 3. 5 t以下	21・30年排出ガス基準			非課税	非課税
37		令和4年度燃費基準95%達成車	「令和4年度燃費基準95%～達成車」			3・4 5・6 Q	C ・ D	F	1%	0.5%
38	平成21年排出ガス基準 適合	令和4年度燃費基準105%達成車	「令和4年度燃費基準105%～向上達成車」			21年排出ガス基準			非課税	非課税
39		令和4年度燃費基準達成車	「令和4年度燃費基準達成車」			L	C ・ D	F	1%	0.5%
40		令和4年度燃費基準95%達成車	「令和4年度燃費基準95%～達成車」				2%	1%		
41	31から40に該当しないもの			-						
3. 5 t超のバス (ディーゼル車)										
42	平成28年排出ガス基準 適合 (3.5 t超7.5 t以下) または ★ 平成21年排出ガス基準 (12 t以下は平成22年排出 ガス基準) NOx及びPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成車	「平成27年度燃費基準15%～向上達成車」	軽油	3. 5 t超	21・22・28・30年排出ガス基準			非課税	非課税
43		平成27年度燃費基準+10%達成車	「平成27年度燃費基準10%～向上達成車」			2 ・ 3 ・ Q ・ T	S・T Q・R N・P	G	1%	0.5%
44	平成27年度燃費基準+5%達成車	「平成27年度燃費基準5%～向上達成車」						2%	1%	
45	42から44に該当しないもの								3%	2%
3. 5 t超のトラック (ディーゼル車)										
46	平成28年排出ガス基準 適合 (3.5 t超7.5 t以下) または ★ 平成21年排出ガス基準 (12 t以下は平成22年排出 ガス基準) NOx及びPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成車	「平成27年度燃費基準15%～向上達成車」	軽油	3. 5 t超	21・22・28・30年排出ガス基準			非課税	非課税
47		平成27年度燃費基準+10%達成車	「平成27年度燃費基準10%～向上達成車」			2 ・ 3 ・ Q ・ T	S・T Q・R N・P	G	1%	0.5%
48	平成27年度燃費基準+5%達成車	「平成27年度燃費基準5%～向上達成車」						2%	1%	
49	46から48に該当しないもの								3%	2%
52	01から51に該当しない自動車			-				3%	2%	

2 バリアフリー車両、先進安全自動車 (ASV) 特例 (初回新規登録の場合のみ、取得価額から控除)

(1) バリアフリー車両

特 例 コ ー ド	対 象 自 動 車		確 認 方 法		取得の時期	特例措置
	区 分	車両総重量	用途等	自動車検査証備考欄記載事項		
01	ノンステップバス	—	一般乗合・一般貸切 事業用	「ノンステップバス」 ※一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車及び一般貸切旅客 自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車に限る。	R5.4.1～ R7.3.31	1000万円控除
02	リフト付きバス	—	一般乗合・一般貸切 事業用 定員30人以上	「リフト付きバス (空港アクセスバス)」 ※一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車及び一般貸切旅客 自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車に限る。		800万円控除
03		—	一般乗合・一般貸切 事業用 定員30人以上	「リフト付きバス」 ※一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車及び一般 貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車に限る。		650万円控除
04		—	一般乗合・一般貸切 事業用 定員30人未満			200万円控除
05	ユニバーサルデザイン タクシー	—	事業用	「認定ユニバーサルデザインタクシー」 ※一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車に限る。		100万円控除

(2) 先進安全自動車 (ASV)

特 例 コ ー ド	対 象 自 動 車		確 認 方 法		取得の時期	特例措置
	区 分	車両総重量	用途等	自動車検査証備考欄記載事項		
06	トラック	8 t 超	貨 物 (トレーラを除く。)	「側方衝突警報装置搭載車」及び 「衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) 搭載車」	R5.4.1～ R6.4.30	350万円控除
07				「側方衝突警報装置搭載車」		
08	バス等	—	乗車定員10人以上で 立席のないもの	「衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) 搭載車」	R5.4.1～ R7.3.31	175万円控除
09	トラック	3.5 t 超	貨 物 (トレーラを除く。)			

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車の取得価額に、環境性能に応じて1%から2%の税率を乗じて算出します。
軽自動車税は市町の税金ですが、法令により、当分の間は県が賦課徴収します。

税率(令和6年1月1日から令和7年3月31日までに取得した軽自動車)

特例コード	対象自動車		確認方法					税率		
	排出ガス基準	燃費基準	自動車検査証備考欄記載事項	燃料の種類	車両総重量	排出ガス基準(サンプル)			自家用	営業用
						1桁	2桁	3桁		
09	電気自動車(燃料電池自動車を含む。)		(燃料電池自動車の場合、「燃料電池車」)	電気 圧縮水素	—	Z	A B	—	非課税	非課税
	天然ガス自動車		—	CNG LNG ANG	—	21・30年排出ガス基準 3・4 5・6 E・F G以外				
01	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和12年度燃費基準80%達成 (平成22年度燃費基準+73%達成または 令和2年度燃費基準116%達成) かつ令和2年度燃費基準達成車	「令和12年度燃費基準80%~達成車」または 「平成22年度燃費基準73%~向上達成車」※1 または「令和2年度燃費基準116%~達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」	ガソリン	—	17・30年排出ガス基準			非課税	非課税
		令和12年度燃費基準70%達成 (平成22年度燃費基準+51%達成または 令和2年度燃費基準102%達成) かつ令和2年度燃費基準達成車	「令和12年度燃費基準70%~達成車」または 「平成22年度燃費基準51%~向上達成車」※1 または「令和2年度燃費基準102%~達成車」※2 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」	ガソリン	—	5 ・ 6 ・ D ・ R	A ・ B	A	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)	「令和12年度燃費基準60%達成車」 かつ 「令和2年度燃費基準達成車」 (「平成22年度燃費基準50%向上達成車」※1)	ガソリン	—				2%	1%
04	01から03に該当しない軽乗用車								2%	2%
貨物車(ハイブリッド車を含むガソリン車)										
05	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和4年度燃費基準105%達成車 (平成22年度燃費基準+63%達成車)	「令和4年度燃費基準105%~達成車」または 「平成22年度燃費基準63%~向上達成車」※1	ガソリン	2.5t以下	17・19・30年排出ガス基準			非課税	非課税
令和4年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準+55%達成車)		「令和4年度燃費基準達成車」または 「平成22年度燃費基準55%~向上達成車」※1	5・6 D・H			A ・ D	1%	0.5%		
令和4年度燃費基準95%達成車 (平成22年度燃費基準+47%達成車)		「令和4年度燃費基準95%~達成車」または 「平成22年度燃費基準47%~向上達成車」※1	B				2%	1%		
08	05から07に該当しない軽貨物車								2%	2%
10	01から09に該当しない軽自動車								2%	2%

- ※1 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用し、自動車検査証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了」の記載があります。
※2 「令和2年度燃費基準」については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用し、自動車検査証備考欄に「令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了」の記載があります。

自動車税(種別割)

- 1 環境負荷の小さい自動車は自動車税が軽課となります。
令和5年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度のみ自動車税種別割が減額されます。

特例コード	対象自動車		確認方法					税率		
	排出ガス基準	燃費基準	自動車検査証備考欄記載事項	燃料の種類	車両総重量	排出ガス基準(サンプル)				
						1桁	2桁	3桁		
1	電気自動車(燃料電池自動車を含む。)		「電気」 (燃料電池自動車の場合、「燃料電池車」)	電気	—	Z	A・B	—	通常の税率より概ね 75%軽減されます	
	天然ガス自動車		—	CNG LNG ANG	3.5t以下	30年排出ガス基準 3・4 5・6 E・F G以外				
	平成21年排出ガス基準NOx10%低減		—	—	3.5t以下 または 12t超	21年排出ガス基準 Q E・F —				
	平成22年排出ガス基準NOx10%低減		—	—	3.5t超 12t以下	22年排出ガス基準 T E・F G				
プラグインハイブリッド自動車			「プラグインハイブリッド自動車」	—	—	—	L・M	—		
次の排出ガス性能と燃費性能を満たした営業用乗用車										
2	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減 または 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準90%~達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	ガソリン	—	17・21・30年排出ガス基準			通常の税率より概ね 50%軽減されます	
3		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準70%~達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	LPG	—	5・6 D・R	—	—		
4		平成30年排出ガス基準 適合 または 平成21年排出ガス基準 適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準90%~達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	軽油	—	21・30年排出ガス基準 3・4 5・6 C・D A			
5		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	「令和12年度燃費基準70%~達成車」 「令和2年度燃費基準達成車」	—	—	L			通常の税率より概ね 50%軽減されます	

※ 新車新規登録時に月割りで納付する自動車税種別割は、減額されません。

- 2 環境負荷の大きい自動車は自動車税が重課となります。
新車新規登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税種別割が増額されます。

特例コード	区分	対象自動車	税率	
			乗用車、三輪の小型自動車、キャンピング車	トラック、バス、特種用途車(キャンピング車を除く)
6	・ガソリン車 ・LPG(液化石油ガス)車	新車新規登録の日から13年を経過 【令和6年度対象】 ※平成23年3月31日までに新車新規登録された自動車	通常の税率より概ね15%重課	通常の税率より概ね10%重課
7	・ディーゼル車	新車新規登録の日から11年を経過 【令和6年度対象】 ※平成25年3月31日までに新車新規登録された自動車		

(注意)

- 1 電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンプラグインハイブリッド、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引自動車は重課対象から除外されます。
2 中古車状態で輸入される自動車については、自動車検査証上の新車新規登録年月により経過期間を算定します。
3 重課対象自動車を新規登録した場合、月割りで納付する自動車税についても重課対象となります。

詳細は、管轄区域の県税事務所にお尋ねください。

機関名	担当課	電話番号	所在地	管轄区域
西部県税事務所	自動車税課	0570(017)707	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
	自動車税課(観音庁舎)	082(232)7694	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1(中国運輸局広島運輸支局内)	
東部県税事務所	課税第二課	084(921)1311(代)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
	課税第二課(松永庁舎)	084(933)3171	〒729-0115 福山市南今津町45(福山自動車検査登録事務所内)	
北部県税事務所	課税課	0824(63)5181(代)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	三次市、庄原市

※ 西部県税事務所(観音庁舎)及び東部県税事務所(松永庁舎)は、自動車の登録に伴う自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)のみ取り扱いします。